



12.	<p><b>*【葛城市へ転入予定である方】</b> <span style="float:right">該当する□ 該当しない□</span></p> <p>転入予定である場合、葛城市へ入所申込することができます。ただし、入所月の前月末までに入所する児童、及び、保護者の住民票を葛城市に移していただけない場合、入所取消しとなる場合があります。これに対し、異議を申し立てません。</p>	確認□
13.	<p><b>*【市外の保育所等の利用を希望される方】</b> <span style="float:right">該当する□ 該当しない□</span></p> <p>「市外の保育所等を希望する理由」が必要となります。葛城市では基本的に以下の内容を理由として認めております。</p> <p>希望施設が（を）・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童を送迎する保護者の勤務先の近くにある、又は、通勤経路上にある。</li> <li>・祖父母等の家（父母の実家）の近くにある。</li> <li>・葛城市に転入してくる前から継続して利用している。</li> </ul> <p>ただし、葛城市が認めたとしても、希望する施設のある市区町村が利用調整を行うため、不承諾となる（利用できない）場合があります。また、調整結果は葛城市を経由するため、申請年度の3月下旬頃の通知となる場合があります。以上について異議を申し立てません。</p>	確認□
14.	<p><b>*【育児休業を取得予定・取得中の方】</b> <span style="float:right">該当する□ 該当しない□</span></p> <p>保育所等に入所が決定した場合、「取得している育児休業を入所翌月中（例：4月入所の場合は、5月31日まで）に終了（職場復帰）し、職場復帰する（している）ことを証明する就労証明書」を改めて提出していただけない場合、退所となります（例の場合は5月31日をもって退所）。これについて異議を申し立てません。</p>	確認□
15.	<p><b>*【育児休業を取得予定の方】</b> <span style="float:right">該当する□ 該当しない□</span></p> <p>葛城市では育児休業を保育理由として認定するためには、「就労」を理由として保育所等に在籍し、その後、就労から「産前・産後」に保育理由を変更した場合にのみ認定することができます。よって、「産前・産後」を理由に保育所等へ入所した場合は、「産前・産後」による認定期間の終了をもって退所となります。これについて異議を申し立てません。</p>	確認□
16.	<p><b>*【求職活動中の方】</b> <span style="float:right">該当する□ 該当しない□</span></p> <p>求職活動中である場合は、保育所等への入所後3ヶ月以内（4月入所の場合6月末日まで）に就労等を証明する就労証明書を提出されない場合、退所となります。これについて異議を申し立てません。</p>	確認□

令和 年 月 日

葛城市長 殿

住 所

誓約者氏名

児 童 氏 名

印